

R. デ・ローヴァー 『為替手形発達史  
—14世紀から18世紀—』 1953年 (3)

楊 枝 嗣 朗 訳

序文 (フェルナン・ブローデル執筆)

謝辞 (以上、略)

序章

第1節 本書の課題

第2節 先行研究の検討

第3節 為替手形の発展段階

第4節 為替契約と徴利をめぐるキリスト教の教義

第1章 14世紀の為替手形の起源

第1節 ジェノアその他における銀行と為替の始まり

第2節 ジェノアの公証人の公証記録に基づく初期の為替契約

第3節 為替手形の原型である「為替を原因とする契約証書  
 (“instrumentum ex causa cambi”)

第4節 ジェノアとシャンパーニュ大市間の為替取引：貨幣市場の生成

第5節 シエナでの為替契約：同一地域内で結ばれた期限付き為替

第6節 「為替を原因とする契約証書」から為替手形へ

第7節 「為替を原因とする契約証書」と為替手形の純粹に形式上の差異

(以上、本誌第19巻1号、1986年4月)

第2章 14、15世紀の為替手形と貨幣市場の発展

第1節 為替手形；為替契約とその証明・実行手段

第2節 ダチニ文書に基づく為替取引の典型的な事例 (1399年)

第3節 手形文言、為替の価格・相場、銀行所在都市の相場決定

第4節 為替相場と利子；スコラ学説

第5節 為替相場変動の他の要因；貨幣の通用価値変更と正貨現送点の役割

第6節 為替相場と国際収支

第7節 為替相場と為替投機

第8節 中世貨幣市場の一般的特徴

(以上、本誌第42巻2号、2009年7月)

### 第3章 16世紀貨幣市場の転換

第1節 貨幣市場の拡大と貿易の伸張

第2節 スコラ教義：その広がりと制約

第3節 中世的伝統の残存

第4節 大市は新しい為替手形を生み出したのか？ 振替と相殺による決済，エキュ・ドゥ・マルク，戻し為替付き為替 (le cambio con la ricorsa)

第5節 スペインの特殊事情

(以上、本号所収)

## (p.65) 第3章 16世紀貨幣市場の転換

### 第1節 貨幣市場の拡大と貿易の伸張

W. エンデマン，R. エーレンブルグ，さらには R.H. トーニーらの研究に影響され，歴史家や経済学者らは，16世紀の商業・銀行業のイノベーションを過大評価し，それ以前に成し遂げられた進歩の結果と見なしている。<sup>(1)</sup>しかし，貨幣市場の国際的性格ですら，シャンパーニュ大市の時代にまで遡ることができるので，それらは新しい現象とは言えない。為替平価，為替相場の裁定取引や投機は，依然，為替や銀行の領分とは言え，中世後期まで知られていなかったわけではではない。その点は，とりわけ，メディチ商会の元帳を見れば，明白なことである。<sup>(2)</sup>

16世紀が停滞あるいは景気後退の時期であったとは言えないであろう。むしろ反対に，公信用は，新たな盛り上がりを見せ，取引領域を拡大した。公信用はイングランドではその足場を固め，さらに，その頃にはいまだ国家破産に至っていなかったポルトガル，カスティリア，アンダルシア，ドイツで

も揺るぎない位置を占めていた。<sup>(3)</sup> この点について、国際的な貨幣取引でカスティリアやフランクフルト・アン・マイン大市が果たしていた役割を、いま一度想い起こす必要はなかろう。<sup>(4)</sup> さらに驚異的な発展は、異常なほどに飛躍したアントワープで見られた。この町はカール5世の治世下で、数年のうちに西ヨーロッパの中心的銀行都市となった。為替手形は、16世紀においても以前と同様、ローマ教会の範囲を超えては流通しておらず、モスクワ、イスラム諸国、さらには新大陸には為替都市はいまだ存在していなかった。<sup>(5)</sup>

(p.66) 中世では為替は事実上、イタリアの大商会に独占されていた。しかし、16世紀になると、フッガー家のようなアウグスブルグの強力な金融業らが競争者として現われ、イタリアの大商会による独占は失われることとなった。そのほかにも、シモン・ルイスやホアン・ロペス・ガーロらのスペインの銀行家、フランドルのエラスム・シェッツ(Erasme Schetz)、イングランドのトーマス・グレシャム卿といった人々が注目されるようになっていた。これら新参者の登場により独占を失ったとはいえ、イタリア商人らは、依然、ヘゲモニーを維持し、驚異的な活力を見せていた。エリザベス女王治世下のロンドンでは、ジェノアのベネデット・スピノーラは取引所の中心的銀行家の一人であり続け、イングランド政府は財政顧問として頼りにしていた。国務卿のウィリアム・セシルは、貨幣改革やポンド・スターリングの通用価値変更といった超極秘事項についても、彼の意見を求めていたのであった。<sup>(6)</sup> 同様に、アントワープ取引所においても、イタリアの銀行商会は、大きな権威と豊富な資金量を享受しつづけていた。彼等は公債応募のシンジケートを組織し、市場を独占しようとしてカルテルをつくっていた。長年、アッフアイターディ(Affaitadi)家は胡椒取引を、グリマルディ家は明礬取引を支配下に置いていた。<sup>(7)</sup> ガスパール・ドゥッチらが仕組んだ投機売買によって、アントワープ取引所は、「最悪の」賭博場という忌まわしい評判をとることになった。リヨンでも、主要の銀行家は、アルビッツィ(Albizzi)商会、サルヴィアーツイ(Salviati)商会、スツロッツィ(Strozzi)商会、ナッシ(Nasi)商会や他のフィレンチェ人であった。<sup>(8)</sup> これに対して、カスティリアやブザンソンの大市では、ジェノア人らが大きな役割を担っていた。<sup>(9)</sup> ジェノアの銀行は協同してカール5世に貸し付けていた。1520年にはいまだ彼等の重要性はほとんど

ど認識されていなかったが、間もなく、彼等の影響力はスペイン帝国に拡大していった。そして、1557年と1575年の国家破産でフッガー家が弱体化すると、その勢力は支配的なものとなった。18世紀初め、ジェノア人は並ぶものなき、ヨーロッパ第一級の銀行家であった。<sup>(10)</sup>しかし、その後、彼等の大きな(p.67)支柱であったスペインの衰退によって、再び立ち直れないほどの打撃を受けることになった。ルイ14世、15世の時代になると、アメリカからの貴金属はジェノアに送られず、新興の金融中枢アムステルダムに向かうこととなった。<sup>(11)</sup>

また、16世紀を際立たせたのは、対国家貸付の意義が増大したことと、西インドから貴金属が流入してきたことである。これによって、スペインはイタリアを牛耳り、フランスに干渉し、ネーデルラントで80年にも亘る戦争を続けることが出来たのであった。その結果、明らかに商品取引に基づかない国際的な資金移動が発生し、貨幣市場は大きな影響を受けることになった。スペイン国王による巨額の遠隔地間資金振替は、フランドルとイタリアに駐留する軍隊への兵士や糧食を補給するためであった。16世紀後半、このスペイン政府勘定により規則的に行われていた送金が、国際的な資金バランスの本質的要素となっていた。というのは、為替手形の逆の流れがなかったので、スペインは国際収支の逆調をアメリカから入手した貴金属の放出によってまかなっていたのであった。したがって、ヨーロッパ諸国家間への資金再分配は、大部分、戦争と政治に基づく資金振替によって決定されていた。<sup>(12)</sup>

ところで、センセーションを巻き起こした著書でケインズ卿が指摘していることだが、重商主義時代、貴金属の流出入が主に貿易収支のポジションに依存していたと考えるのは誤りである。彼によれば、ただ商品交換だけが問題で、他の理由による振替は、国際収支にほとんど影響を与えない。<sup>(13)</sup>しかし、そういった断定は、現実となんら一致しないし、16世紀には、いまだ経済的に見て、相対的に後進国であったイングランドにすら、当てはまらない。1564年以降、ロンドンの政府は大陸での借入を止め、対外債務の返済に努力していたが、外国為替であれ正貨であれ、ロンドンからアントワープへの資金振替を行わざるを得なかったのである。重商主義の教義のため、正貨の搬送は禁じられていた。そこで、エリザベス女王のアントワープ代理人トーマス・

R. デ・ローヴァー『為替手形発達史—14世紀から18世紀—』1953年(3)

グレシャム卿は、対外債務の返済により引き起されるポンド・スターリング(p.68)の下落と正貨流出を回避するため、あらゆる手段を講じていた。<sup>(14)</sup>送金額の大きさから見て、グレシャムの懸念は当然のことであった。彼は予想される危険を避けるため、あらゆる策謀をめぐらざるを得なかった。この事例は何ら特別なことでもないし、われわれの課題に直接に関わらないので、これで止める。<sup>(15)</sup>

(1) この点については、状況を熟知しているラペールの研究を参照されたい。

H. Lapeyre, “El archivo de Simón y de Cosme Ruiz”, *Moneda y Crédito, Revista de Economía*, No.25, juin 1948, p.9.

(2) 特に、著書 *The Medici Bank* に付された参考資料を見ていただきたい。

(3) このリストには、14世紀、15世紀には州都のバルセロナが重要な銀行都市であったカタローニアもヴァレンシアも含まれていないことに注意されたい。

(4) 以下は、カスティリア大市についての好著である。*Cristóbal Espejo & Julián Paz, Las antiguas ferias de Medina del Campo*, Valladolid, 1912. 16世紀以前には、フランクフルトははまだ銀行都市ではなかった。ハンブルグも同様である。

(5) *Fernand Braudel, La Méditerranée et le Monde Méditerranéen à l'Époque de Philippe II*, Paris, 1949, p.363.

(6) *R. de Roover, Gresham on Foreign Exchange*, pp.227f. London, *Public Record Office, State Papers Domestic, Elizabeth*, Vol. 46, n°.36: Benedetto Spinola 報告(イタリア語)。

(7) アッフアイターディ家については以下を参照のこと。*Jean Denucé, Inventaire des Affaitadi, Banquiers Italiens à Anvers, de l'année 1568*, Anvers 1934. 1536年にブリュッセルの裁判所は、買手側の抗議に答えて、明礬の国際的カルテルのメンバーであったグリマルディ商会やその他を買占めの罪で起訴するに至った。1554年、グリマルディ商会のアントワープ代理人のルシアン・パラヴィッチーニなる者は、政府と価格や市場への供給を規制する契約を結んでいた。明礬や胡椒の独占についての詳細は、以下を参照されたい。*J.A. Goris, Etude sur les Colonies Marchandes Méridionales à Anvers de 1488 à 1567*, Louvain 1925, pp.194f.

(8) 非常に興味あるリストが以下に見られる。*Giuseppe Molini, Documenti di Storia Italiana*, Florence 1836, t. 1, p.102, n°.48 (bis).

(9) ブザンソン大市は、1534年、カール5世によって設立された。*Braudel, La Méditerranée*, p.396. ジェノア元老院の政令によって、大市は1579年にはピアツェンツァに、そして、1624年にジェノアに近いノーヴィに移された。しかし、移転後もブザンソン大市という名前で呼ばれていた。ただ、しばしば、「ピアツェンツァあるいはノーヴィで開催される」と付け加えられた。Umberto Benassi, “Per la Storia delle Fiere dei Cambi”,

*Bollettino Storico Piacentino*, t. 10, 1915, pp.7, 11. Cf. *Richard Ehrenberg, Das Zeitalter der Fugger*, 3<sup>e</sup> ed., Iena 1922, t. 2, p.227.

- (10) 残念ながら、この時代のジェノアの銀行家を全体として扱った著書はない。しかしながら、以下のものは有用である。*Ehrenberg, Das Zeitalter der Fugger*, t. 1, p.324 et passim: Albert Gérard, “Les étrangers dans la Vie Économique de l’Espagne aux XVII<sup>e</sup> siècles”, *Annales d’Hist. Econom. Et Soc.*, 5, 1933, pp.567-578: Robert S. Lopez, “Il Predominio Economico dei Genovesi nella Monarchia Spagnola”, *Giornale Storico e Letterario della Liguria*, 11, 1936, pp.65-74.: Fernand Braudel, “Monnaies et Civilisations: de l’Or du Soudan à l’Argent d’Amérique”, *Annales*, 1, 1946, pp.15f.
- (11) アムステルダム金融中枢の役割については、以下を参照。J.G. van Dillen, “Amsterdam, Marché Mondial des métaux Précieux au XVII<sup>e</sup> au XVIII<sup>e</sup> siècle,” *Rev. Hist.*, n<sup>o</sup>.152, 1926, pp.194-201. スペインやポルトガルとの交易で獲得された貴金属は、Daalders (ダラー貨) の形でバルチックやレヴァント、胡椒諸島に向けて再輸出されていた。余談であるが、ダラーはドルの語源である。
- (12) この点については以下の名著を見られたい。*Fernand Braudel, La Méditerranée*, 2<sup>e</sup> partie, Chap. 2, p.361.
- (13) *John Maynard Keynes (Lord Keynes of Tilton), The General Theory of Employment, Interest and Money*, New York 1936, p.336.
- (14) それら方策のひとつは、輸出業者に外貨を政府にひき渡すように強制したことである。
- (15) 例えば、ネーデルラント統治者で、ハンガリー女王マリーの寡婦財産には、ナポリ王国の歳入からの収入と、12,000ドゥカートの年金も含まれていた。フッガー家は、それらの送金を引き受けていた。*Karl Otto Müller, Welthandelsbräuche (1480-1540)*, Stuttgart, 1934, p.59.

## 第2節 スコラ教義：その広がりと制約

この時代に発明された印刷技術は、商業、製造業のみならず、芸術、科学、文学や宗教思想にとって、思想の情宣と技術の伝播に大いに貢献した。その後しばらくすると、能書術や商業通信、簿記、経済地理、銀行業、為替に関する論説なども出版されるようになった。とりわけ本書では、銀行業や商業の本分を扱った著作が我々の関心を惹く。というのは、微利の問題は消え去っておらず一むしろ反対に、かつてを上回る論争の主題となっていた一、為替取引の合法性が依然、声高に論じられていたのである。

13世紀以来、その問題への最初の意見表明は、以下の人たちの著作に見ら

R. デ・ローヴァー『為替手形発達史—14世紀から18世紀—』1953年(3)

れる。ゴッドフロイド・デ・トゥラニ (Godefroid de Trani, 1245年死亡), アンリー・ドゥ・スース (Henri de Suse, 1210—1271年), オスティ (d'Ostie) 枢機卿, ジラウム・ドゥラント (Guillaume Durand, 1237—1296年), メンデ (de Mende) 司教, アレサンドゥル・ロンバルド (d'Alexandre Lombard) すなわちアレサンドゥリエ (d'Alexandrie) 司教 (1314年死亡)。<sup>(16)</sup> 次いで14世紀にも議論が続き, 為替契約は, バルトール (Bartole, 1313—1357年) やバルデ (Balde, 1327—1400年) ような著名な法学者らに諮問されねばならない問題となった。しかし, 15世紀になると, まずフィレンツェのロレンツォ・デ・リドルフィ (Lorenzo de Ridolfi, 1403年頃) やシエナの聖ベルナルディン (Bernardin de Sienne, 1380—1444年) や, フィレンチェ大司教聖アントニン (Antonin, 1389—1459年) らのスコラ学者らが, 初めてこの問題の体系的な論説を公表した。<sup>(17)</sup> これら3人の学者は銀行中心地で暮らしており, 著作を見る限り, 彼等が商業の実態をよく理解していたと推測される。聖ベルナルディンや聖アントニンらは, 詐欺と欺瞞のない真正手形の合法性を認めるが, 偽装した為替手形は貸付のカムフラージュであり, 徴利であると厳しく非難している。<sup>(18)</sup> 若干の違いはあるが, この教義は, 以降, 学者らにも受け入れられ, 恐らく大学で教えられ, 托鉢修道会の説教で語られ, 懺悔の告解所の秘密においても適用された。<sup>(19)</sup> 銀行家ら自身も, 何とかこの教義に従おうとしていたことは, 彼等の会計帳簿からみても明らかである。

印刷技術の発明によって, 中世の商人必携の公刊が始まり, 為替や銀行業に関する書物が新たに普及した。<sup>(20)</sup> こうした動向は, フランシスコ修道会のルカ・パチオリが著した『算術・幾何・比および比例総覧』(1494年)に書かれている非常に簡潔な論説に始まる。<sup>(21)</sup> この書物に続いて, Cajetan 枢機卿という名で有名なトーマス・デ・ヴィノによる, 公営質屋(1498年), 為替(1499年), 徴利(1500年)に関する小冊子が出版された。そしてそれらは一冊にまとめられて, 1511年にパリで再版されている。<sup>(22)</sup> 以降, 出版が相次ぐが, ここでは紙幅の都合もあり, 主要なものだけを言及するに止める。<sup>(23)</sup>

まず, これら書物は二種類に分類するのが適当であろう。ひとつは, 商人や一般大衆の教育のために日常的な言葉で書かれたものである。いまひとつは, 修道会, 大学, 裁判所の人たち向けの神学者や法律家によってラテン語

で書かれたものである。前者は総じて簡潔で明瞭である。また、パチオーリ、ダヴァンツァーチ、ブオニンセーニやペリらの著書に見られるように、往々にして職業の本分と実際の教育がうまくかみ合っている。しかし、後者は、稀に例外はあるにしても、何よりも曖昧で饒舌で退屈きまわりない考証学的知見の羅列である。

ベルナルド・ダヴァンツァーチ (Bernardo Davanzati, 1529—1606年) の論説は、明らかに最も優れたもののひとつであると思われる。著者は経済学者として、為替実務を鮮やかに描写し、それらに一般的な考察を加えている。<sup>(24)</sup> もし彼の著書の末尾に公表されている図表が詳細に検討されていたならば、人々はあれほど多くの誤りを犯すことも、またあれほど無駄な論争に関わることもなかったであろう。教団に入った商人のブオニンセーニの著書は、書名にある「非常に有用」という語を裏切ることなく、微利と為替に関するローマ教会の教義の簡潔な説明を提供している。<sup>(25)</sup> しかし、商業取引実務の最も重要な商人必携は、17世紀になってのもので、イタリア人のジョバンニ・ドメニコ・ペリが著したものである。<sup>(26)</sup>

クリストバル・デ・ヴィヤロン (Cristobal de Villalon)<sup>(27)</sup>、ドミンゴ・デ・ソト (Domingo de Soto)<sup>(28)</sup>、サラヴィア・デ・ラ・カーレ (Saravia de la Calle)<sup>(29)</sup>、トマス・デ・メルカド (Thomas de Mercado)<sup>(30)</sup>、さらにマルチン・デ・アツピルクエタ (Martin de Azpilcueta)<sup>(31)</sup>ら、ナヴァロの博士衆という名で非常に有名なスペイン人の論説には、道徳的な考察が溢れている。しかしながら、当時、スペインは貴金属の大集散地であったので、これら論説は幾つかの貴重な情報を提供している。なかんずく、これらの著書には、各国貨幣の購買力の差異について正鵠を得た考察が見られる。<sup>(32)</sup> マリンズ (Gerard de Malynes) は例外だが、イングランドの重商主義者はこの問題を完全に見落としている。<sup>(33)</sup> 当然のことだが、貨幣量の増大によって起る価格騰貴はまず、他の諸国よりも一足早くスペインで見られ、したがって、スペイン人の論説はより深く研究するに値するものであるとセューはのべているが、至当である。

ネーデルラントでは16世紀、取るに足らない著書や冊子しか刊行されなかったが、インピン (Ympyn or Ympens) がパチオリの論説の要約を『簿



記全書』(*Manuel de Comptabilite*)の中で編集した。これにはフランドル語、フランス語、英語の三ヶ国語の版がある。<sup>(34)</sup>アントワープで教師になったアヴィニオン出身のピエール・サヴォンヌ (Pierre Savonne) は、同じ題名をもつ著書で、リヨン大市で当事者同士の相殺決済のために、銀行家がどの(p.71) ように帳簿を使うかを説明している。<sup>(35)</sup>ヘント (Gand) の町の数学と幾何の学者であるピーテル・デ・ブックの小論について触れておこう。彼は為替が相場の変動と運動法則に立脚していることを強調しており、この点、商人らも同意している。<sup>(36)</sup>最後に、ズチェッタ (Giovanni Battista Zuchetta, イタリア語)、ファン・ヴェルデン (M. van Velden, オランダ語) とルイス・ロバーツ (Lewes Roberts, 英語) の著書は、ユーザンスや為替の建て方や裁定取引の方法について、貴重な情報を提供している。<sup>(37)</sup>

「博士衆」らの主張の基本的内容は、スカッチャ (Sigismondo Scaccia)<sup>(38)</sup> とデラ・トーレ (Raffaele della Torre)<sup>(39)</sup> の二人のイタリア人法律家の記念碑的著書によって与えられている。それらもっぱら為替とその関連問題について考察している。そして、スコラの伝統に従って、ただ倫理的・法律的観点からのみ問題を見つめている。問題の論点をはっきりと区別しているわけでもなく、要は、厳しく非難し、際限なく重箱の隅をつつく学者ぶった議論の塊という以外にない。<sup>(40)</sup>

上に述べたプオニンセーニ以外では、ベルギー人でイエズス会修道士のレオナルド・レシウス (Leonard Lessius または de Leys) の註釈は、饒舌すぎない論説である。彼はトーマス・アキナスの哲学体系に従い、分配と交換の正義、すなわち、公正な価格と、為替問題に関わる徴利の理論を含む交換の正義について論じている。<sup>(41)</sup> デラ・トーレ (Raffaele della Torre) も認めるところであるが、レシウスは、商業実務について詳細な知識をもっており、それを堅固な学識に付け加えたのであって、この問題については誰よりもよく認識していた。<sup>(42)</sup> アントワープの取引所で行われている慣行を暗示させる叙述は、他のスコラ学者等の著作における学問的考察より、はるかに価値あるものと言える。

(p.72) 徴利を論じる著作は非常に多数にのぼるが、そのほとんどすべては為替問題に言及している。<sup>(43)</sup> 彼等すべては、同じ方法に従い、同じ権威、すなわち、

聖書、教皇、ローマ法、トーマス・アキナスの『神学大全』に典拠を求めている。為替問題は、「博士衆」が得意とする微細な峻別に熱中する機会を提供するので、具体的な事例に原理原則を適用しようとする、意見の不一致が噴出せざるをえない。この点について、彼等の一人ジョバンニ・バチスタ・ルポ (Giovanni Battista Lupo) 自身も、「この問題は、問題自体が非常に難解であるうえ、商人たちの詭弁と博士衆の矛盾した見解のために、日毎、一層、紛糾している」と、率直に打ち明けている。<sup>(44)</sup>そして、ペリも為替に関しては神学者等の頭脳に霞が懸かったままだと嘲笑している (“Cambio ha posto il cervello de' theologhi in molte ambiguita”).<sup>(45)</sup>これは致し方のないことであった。為替取引が貸付取引を正当化するものであるかぎり、神学者の理屈は根本的に矛盾することになる。<sup>(46)</sup>それでいて、為替相場の計算の中に見られる利子の存在を否定するのである。<sup>(47)</sup>

乾燥為替は、論争の主題のひとつであった。<sup>(48)</sup>教皇庁は論争を鎮めるために、1571年2月1日(新暦)に、為替の乱用を禁ずるピオ5世の教皇令を発布するに至った。<sup>(49)</sup>教皇令は手形割引を認めたと言われているが、<sup>(50)</sup>決してそのようなことはない。反対に、法皇は、為替契約時であろうが、支払期日を延長する場合であろうが、「一定の明白な金利」の支払を含むあらゆる為替をはっきりと告発している。同様に、場所の相違が遵守されていない、すなわち、契約が締結されたと同じ場所で最終的な支払が行われる、ただ形だけ(p.73) 遵守し、利益をのみ目的として締結されるすべての為替を禁止した。<sup>(51)</sup>教皇令に違反した者にはすべて、カトリックの法規集に規定された微利に対する厳しい罰が課せられた。さらに、法皇は、自由にし得る資金を人為的に逼迫させるために、貨幣独占を企画したり、独占する者を教会から破門した。言い換えれば、ピオ5世の教皇令は、需給の自由な働きで決まる市場相場で契約された真正為替のみを承認していたのであった。とは言え、市場が決める相場には利子が含まれているのである。だが、この微妙な問題には、神学者も法律家も触れようとしなかったことを指摘しておこう。

ピオ5世の教皇令や博士衆の著作に続いて、為替契約に関わるスコラ学者の原理は、16世紀中に明確となり、ついに、S. スカッチアやR. デラ・トーレらの大著の中で確立された。原理は、これ以上にはないほど洗練されたも

のになったとは言え、その曖昧さのため、実際は詭弁と矛盾に満ちた議論により、契約が合法か非合法かを分類する根拠の脆弱性を覆い隠すまでには至らなかった。

- (16) Godefroid de Trani や Henri de Suse は、すべての為替取引が徴利、すなわち隠蔽された貸付である非難したが、教会法学者や神学者の中では彼等は少数派であった。Guillaume Durand 以降、神学者等は少なくともある条件の下では、為替契約が合法的であると、証明しようとしてきた。
- (17) *Laurentius de Rodulfis, De Usuris*, とフィレンツェ大司教 Antonius の *De Usuris* の両著書は、以下に収録されている。*Tractatus Universi Juris*, tome 7, 1584. 聖 Bernardin de Sienne の著書については、われわれは18世紀のイタリア語版を利用した。
- (18) *Schreiber, Die Volkswirtschaftlichen Anschauungen der Scholastik*, p.222: *Franz Josef Hünerman, Die Wirtschafts-ethischen Predigten des hl. Bernardin von Siena*, Münster, 1939, pp.137-138: *S. Bernardino, Istruzioni*, istruz. 8 cap. 8, p.278.
- (19) シエナの聖バルナルディンはフランシスコ修道会の一員で、彼の説教は非常に人気があったことで有名であった。為替は時々、説教の話題に取り上げられていた。告解所での話は秘密にされているにしても、聖アントニンが告解者の指示の中で、上記の教義を繰り返していることは、そこでも話題にされている間接的証拠になろう。
- (20) 例えば、1470年以降、印刷された *Henri de Suse, La Somme*。
- (21) *Pacioli, Summa*, distinction 9, tractatus 4, f° 167f., *De Cambii seu Cambitionibus*
- (22) 我々は近年出版された版を参照した。*Thomas de Vio, Cardinalis Cajetanus (1469-1534), Scripta Philosophica, Opusculo Oeconomico-socialia, éd., P.P. Zammit, O.P., Rome, 1934.*
- (23) フランコ・ボルランディが著書の序文でほぼ完全な文献目録を呈示している。*Libro di Mercantantie et Usanze de' Paesi*, p.VIIIff.
- (24) *Davanzati, Notizia de' Cambi, op. cit.*, pp.51-69. ジャン・イーヴ・ルゥ・ブランシュは、ダヴァンツァーチの論説を「問題への何ら新しい光を当ててはいない」と批判しているが、我々はそういった見解には賛成できない。*J.Y. Le Branchu, Ecrits Notable sur La Monnai (XVIe siècle) de Copernic a Davanzati*, Paris 1934, t. 1, p.XCV.
- (25) *Thommaso Buoninsegni, O.P., Dei Cambi: Trattato Risolutissimo et Utilissimo*, Florence 1573.
- (26) *Giovanni Domenico Peri, Il Negotiante*, 1<sup>re</sup> édition, Gênes 1638. 我々は1707年にヴェネチアで発行された改訂版を参照した。
- (27) *Cristobal de Villalon, Provechoso Tratado de Cambios y Contractaciones de Mercaderes*, Valladolid 1542. 1945年にヴァリャドリッドで、ファクシミリ版が再版されている。
- (28) *Domingo de Sato (1494-1560), Libri Decem de Justicia et Jure*, Venise 1568.

- (29) *Luis Saravia de La Calle, Instrucción de Mercaderes*, Medina del Campo 1544, この論説には1561年ヴェネチアで発行されたイタリア語版があり、さらに同年、ミラノで著者の名前も付せず出版されている。そのなかにはアントニオ・マリア・ヴェヌスティ (Antonio Maria Venusti) の論説やファビアーノ・キアヴァーリ (Fabiano Chiavari) の為替論の別の論説をも編集されている。
- サラヴィーアのものと同様類似した別な論説は、非常に簡潔なものであるが、Luis de Alcalá のものである。*Luis de Alcalá, Tractado de los Prestamos que pasan entre Mercaderes y Tractantes, y por Consiguiente de los logros Cambios, Compras Adelantadas, y Ventas al Fiado*, Tolède 1543.
- (30) *Tomás de Mercado, O.P., Summa de Tratos y Contratos*, 1<sup>re</sup> ed., Salamanca 1569: 2e ed., Seville 1571. 以下のタイトルで出版されたイタリア語版もある。*De' Negotii et Contratti*, Brescia 1591. 以下をも参照されたい。André-E. Sayous, “Le Genèse du Système Capitaliste: La Pratique des Affaires et leur Mentalité dans l’Espagne du XVI<sup>e</sup> siècle”, *Annales d’Hist. Économ. et Soc.*, 8, 1936, p.335.
- (31) *Martin de Azpilcueta, Comentario Resolutorio de Cambios*, 1570. 我々は以下のタイトルのイタリア語版を所蔵しており、それを参照した。*Commentario Resolutorio de’ Cambi*, Venice 1569. この著者については、最近、A. カルボが論評している。Alberto Calvo, “Martin de Azpilcueta y su Comentario Resolutorio de Cambios”, *Anales de Economía*, 1, 1941, pp.375-407; 2, 1942, pp.51-95.
- (32) André-E. Sayous, “Observations des Écrivains du XVI<sup>e</sup> siècles sur les Changes et notamment sur l’Influence de la Disparité des Pouvoirs d’Achat des Monnaies”, *Revue Économ. Intern.*, 20 1928, fasc. N<sup>o</sup>.4.
- (33) 特に以下のマニユスクリプトを参照されたい。*Gerard de Malynes, A Treatise of Tripartite Exchange According to the Three Essentiall Parts of Trafficque : Commodities for Money, Commodities for Commodities, Commodities for Exchange of Moneys*, 1610. これはカリフォルニア、サン・マリノの Huntington Library に所蔵されている (N<sup>o</sup>. EL2282, F<sup>o</sup> 7 & passim)。不完全だが、かなり損傷した版を大英博物館が所蔵している (P. 6118, Cotton Ms. Otho. E, X.)。
- (34) *R. de Roover, Jan Ympyn, Essai Hisotorique et Technique sur le Premier Traité Flamand de Compiabilité* (1543), Anvers 1928, p.23. インピンの以下のタイトル *Nouvell Instruction* のフランドル語とフランス語版は、今日、めったに見つからない。ただ英語版だけは以下に公表されている。*Economisch-Historisch Jaarboek*, 18, 1934, pp. 1-58.
- (35) *Pierre Savonne, Instruction et Manière de Tenir Livres de Raison ou de Comptes par Parties Doubles; avec le Moyen de Dresser Carnet pour le virement et rencontre des parties qui se font aux foires ès payements de Lyon et autres Lieux*, Anvers 1567.
- (36) *Pieter de Buck, Matematicus ende Gesworen Geometer der Stede van Ghendt, Der Coopliden Handt-Boeck*, Gand 1581. アントワープの Musée Plantin の図書館が<sup>3</sup>一冊、

所蔵している。

- (37) *Giovanni Battista Zuchetta, Prima parte della Arimmetica per la quale……si risolve……dubbio mercantesco*, Brescia 1600; *M. van Velden, Fondament van de Wisselhandel*, Amsterdam 1629; *Lewes Roberts, The Merchants' Mappe of Commerce*, London 1638. ヴァン・ヴェルデンやロバーツは、ズチェッタの本から着想を得て、彼の方法を踏襲している。
- (38) *Sigismondo Scaccia, Tractatus de Commerciis et Cambio*, Rome 1619. 我々は1669年ヴェネチアで発行された版を参照した。
- (39) *Raffaele della Torre (Raphael de Turri, 1578-1666), Tractatus de Cambiis*, 1<sup>re</sup> édition, Genes 1641. 我々は1645年版を参照した。
- (40) 例えば、デラ・トーレ (de Turri) は、為替契約が貸付 (mutuum) か、交換 (permutatio) か、単なる売買 (empto-venditio) か、特殊な契約 (contrat sui generis) かについて、数章を当てている。最後の考えによって、それ以外の考えを次々に否定している。
- (41) *Leonardus Lessius, De Justitia et Jure caeterisque Virtutibus cardinalibus*, libri IV, ad. 2. 2. D. Thomae a quaest. 47 usque ad quaest. 171, Paris 1606. この著者については、ヴィクター・ブランツ (Victor Brants) の論文を参照されたい。V. Brants, “L'économie Politique et Sociale dans les Œuvres de la L. Lessius (1554-1623)”, *Rev. d'hist., D'histo. Eccl.*, 13, 1912, pp.73-89 & 302-348.
- (42) *De Turri, De Cambiis*, disp. III, quaest. 14, n<sup>o</sup>.1, p.331. Cf. *Endemann, Kanonistische Wirtschafts- und Rechtslehre*, t. 1, p.170.
- (43) 以下の論者を挙げておこう。Diego La'nez, S.J. (1512—1565年), Jérôme de Luca, O.S.B.V.M. (1517年, 死亡), Cardinal Juan de Lugo, S.J. (1583—1660年), Luis Molina, S.J. (1535—1601年), Domingo de Soto, O.P. (1494—1560年)。Cf. *Endemann*, t. 1, p. 168f. これらの者は、聖母マリア下僕会のジェロニモ・デ・ルカとドミニク教団の修道士であるドミンゴ・デ・ソートを除いて、すべてスペインのイエズス会修道士である。
- (44) *Lupo, De Usuris et Commerciis Illicitis*, Commentarius III, § 2, n<sup>o</sup>44, f<sup>o</sup> 104<sup>r</sup>: “Et materia haec est ut cognitu maxime necessaria, itu tum per se ipsam abstrusissimam, tum etiam mercatorum novis, quotidianisque inventis intricatissima, ac subinde Doctorum opinionibus plurimum offuscata.” この文献は、エンデマンも引用している。*Endemann, op. cit.*, t. 1, p.169.
- (45) *Peri, Il negoziante*, 1<sup>re</sup> partie, p.182 (Tavola 銀行)
- (46) この点は、以下の論文で明解に述べられている。Jean Lescure, “Esquisse de l'évolution du Change et des Théories Relatives au Change”, *Rev. d'Hist. des doct. Économ.*, III, 1910, p.69. 「かくして第一級の神学者等は、為替について為替取引が内包している二重の取引、すなわち、一方での貨幣の転換と隔地間送金と、他方でのある金額の貸付とを識別できないのである。彼等は為替取引の一面である貨幣転換と隔地間送金によって、為替取引に持ち込まれた貸付からの報酬を正当化するかぎり、この二重の取引、すなわち貨幣の転換と隔地間送金を混同することになる。」

- (47) 例外がある。イングランド国教会のトーマス・ウィルソンは、利子の存在については確信しており、平価で為替契約がなされないすべての為替を糾弾した。*A Discourse upon Usury*, op. cit., pp.301-310. すべての対外商業の絶対的な管理を国家に委ねることなしには、微利禁止といった政策が実現できないことに、彼の理解は及ばない。
- (48) 15世紀すでに、乾燥為替は、フィレンチェ大司教の聖アントニンによって微利であると告発されていた。*Amintore Fanfani, Le Origini dello Spirito Capitalistico in Italia*, Milan, 1933, p.112.
- (49) 我々はルーポが公表したテキストを参照した。*Lupo, De Usuris*, Commentarius III, § 2, n°.68, f°109<sup>v</sup>-110<sup>r</sup>.
- (50) Tawney, "Introduction" in *Wilson, A Discourse upon Usury*, op. cit., p.136.
- (51) *Lessius, De Justicia et Jure*, lib. II, cap. 23, dub. 11, § 88, p.298: "Damnat Pontifex tanquam usuraria omnia cambia sicca; qualia sunt ea in quibus ex intentione contrahentium fit solutio in eodem loco."

### 第3節 中世的伝統の残存

16世紀になると、確かに金融取引量はかなり大規模なものになったとはいえ、この時代には貨幣市場の構造や実際の取引のあり方に、いまだ根本的な変化は見られなかった。銀行業や為替取引はこれまでと同様に、マーチャント・バンカーらに握られており、彼等はヨーロッパ中に張り巡らした支店やコルレスのネットワークに依拠しながら君臨していた。<sup>(52)</sup> 一般的に言えば、彼等は非常に大きな資本を自由にしえたので、それらを商品取引に投じて儲けようとするよりも、むしろ他の商人たちや王侯君主らに利子つきで貸し付けることを好んだ。若干の者は統治者と結託して、ひとつあるいはいくつかの産物の取引で、頻繁にカルテルを結んだり独占したりしていた。マーチャント・バンカー等は取引所を自由に操作する力をもっていたので、統治者は、彼等から借入金を手に入れるため、そういったことを許すか大目に見たのであった。とは言え、このようなことは目新しいことではなく、ペルッティ家やメディチ家も同じことをやっていたのであって、昔との違いは、16世紀には取引量が大きくなったと言うだけのことである。

他方、あらゆるマーチャント・バンカーはコルレス先を保持していたので、場所と貨幣の相違という基準があっても、なんら取引の障害にならなかった。制約になるどころか、かえって、その基準は、(貸付)取引という真実を隠蔽

するのに役立つのである。為替取引は完全に合法であったので、金融業者は神学者等に対して、何ら嫌悪の感情をもつこともなかった。微利に纏わる不名誉や恥の汚名はすべて、庶民に小金を貸付けて、金利を徴収する高利貸(p.74)しに向けられ、為替投機に従事し、王侯君主に多大な信用を供与する銀行業者らには無縁であった。

要するに、16世紀になっても、為替手形の法的性格には何らの修正も加えられなかったのである。手形は依然、為替契約の証拠書類であり、また、契約を遂行する手段であった。<sup>(53)</sup>この点に関しては、大きな転換はなんら見られなかったのであって、前貸金の他地での返済を見越した契約であるという意味を失うことはなかったのである。

(52) この論点については、以下のトマスの考察を参照されたい。*Fray Tomás de Mercado, Summa*, Seville 1571, libro IV (De Cambios), cap. III, f<sup>o</sup> 10<sup>v</sup> et suiv.

(53) *Scaccia, Tractatus*, § 1, quaest. 5, no 10, p.105; *de Turri, De Cambiis*, disp. 1, quaest. 11, § 14 et 16, pp.34-35.

#### 第4節 大市は新しい為替手形を生み出したのか？ 振替と相殺による決済、エキュ・ドウ・マルク、戻し為替付き為替 (le cambio con la ricorsa)

W. エンデマンは、ラファエル・デラ・トーレ (Raffaele della Torre) に拠り、大市で振出されるか支払われる手形である「大市手形 (Messwechsel)」に着目し、それが新しい金融手段であると考えた。<sup>(54)</sup>エンデマンは、相違は為替手形の形式それ自体ではなく、リヨンやブザンソン大市での手形の使われ方にあると考えた。隔地間の通常の為替手形と、大市にしばしば出向く為替業者によって使われている為替手形との間に、非常に大きな相違を見出したのである。両者を区別することに根拠があるのだろうか。

すでに15世紀の中葉には繁栄していたリヨン大市<sup>(55)</sup>や、それよりも以前から存在し、メディチ家の元帳からも明らかのように、1440年頃には大量の貨幣取引が行われていたジュネーヴ大市<sup>(56)</sup>も同様に、16世紀の大市も起源は古かった。また、貨幣市場の重要な役割は、ジェノアの公証人の略註によって余すところなく明らかにされたシャンパーニュ大市にまでも、遡ることがで

きる。その上、アントワープ取引所がヨーロッパの金融センターとして、優に半世紀もの間、実に常設の大手を組織していたことは、論証する必要もない。

他方、銀行所在地としてのアントワープが衰退し、さらに、いわゆるブザンソンの大手が興隆したこと（1579年以降はピアツェンツァやノービに移った）は、大手の方が技術的に優れていたからではなく、相互に関連し、原因とも結果ともなった様々な要因が結び合つてのことであった。<sup>(57)</sup> 貨幣の代替手段である商業手形の重要性は言うまでもないが、とは言え、最後の拠りどころである支払手段たる貴金属の役割を忘れるわけにはいかない。ところで、ブザンソン大手が急成長したのは、一部には、大手がスペインの貴金属輸出の新たな仕向け地になったからである。1568年以降、この積荷はビスケー湾や英仏海峡を横切つてアントワープへ向かう航路をとらず、代わりに、(p.75) バルセロナから地中海を通して、ジェノアに向つたのである。<sup>(58)</sup> イングランド人やユグノー等の私掠船が跋扈し、英仏海峡が危険となつたことや、ジェノアの銀行家がスペイン王家で優勢になつたことなどが、この貴金属の航路の変更を決定づけたのである。<sup>(59)</sup> その結果、ヨーロッパでの貴金属の配分は、ブザンソン大手の市場動向と為替相場の変動に左右されることになつた。これまでアントワープ取引所によって行われていた支払決済のための国際的手形交換所の機能は、1570年頃以降は、ブザンソン大手によって引き継がれることになつた。

とは言え、大手で行われていた銀行の慣行と他の都市での慣行との間に、本質的な違いがあるのだろうか。エンデマンや、最近では、考証が不十分だが、興味深く示唆に富んだ論文において、M.G. マンディッチも、そのように考えている。<sup>(60)</sup> 相違は次の3点を根拠にしている。(1)他の都市とは違って、大手での決済は振替と相殺によって行われている。(2)大手では、リアル・マネーである現金コインとの交換性をもつ観念的貨幣であるエキュ・ドゥ・マルクが使われている。(3)大手は新たな種類の為替手形、すなわち「戻し為替付き為替 (cambio con la ricorsa)」を生み出した。マンディッチは、隔地間為替では為替手形は主に正貨の現送を避けるための振替手段として使われていたが、大手取引では手形は何よりも信用の証書であつたと主張している。<sup>(61)</sup>



ところが、実のところ、われわれの研究が明らかにしてきたように、隔地間手形であれ大市手形であれ、為替手形のこのふたつの機能は、分かち難く結び付いているのである。

リヨンやブザンソン大市での当事者間の相殺や振替による決済が、非常に広範囲に行われていたことは、実に驚くべきことであった。大市では銀行家(p.76)たちが数百万エキューにもものぼる債権・債務を取引所もなしに、単なる帳簿記入の方法で清算していたのである。<sup>(62)</sup>しかしながら、そのような事態は、遙か昔から知られた原理が適用されていたことの結果であった。中世の為替業者等は、振替や相殺によって債権・債務を消去するために当座勘定を利用することを熟知していた。14世紀ブルージュの二人の為替業者の帳簿には、数千にもものぼる振替の記録が見られるし、フランチェスコ・ダチニやメディチ家の帳簿からも分かるように、商人たちはできる限り正貨で支払を行わないようにしていた。事実、振替は大市に度々、出向く銀行業者によって、貨幣取引の新たな需要に対処するために採用された会計上の工夫にすぎないのである。

ところで、歴史的には多くの紆余曲折を経たエキュ・ドゥ・マルク<sup>(63)</sup>についてであるが、一般に考えられているように<sup>(64)</sup>、それは観念的で不変の貨幣では決してなかった。さらに複雑なことに、リヨンで使われているエキュ・ドゥ・マルクとブザンソンのエキュ・ドゥ・マルクとは、どちらも相互に模倣しあったのであるが、全く別物である。

元々、エキュ・ドゥ・マルクは計算貨幣ではなく、ジュネーヴ大市で流通していた現実の硬貨であり、ジュネーヴ大市の繁栄は、15世紀前半の時期に一致していた。当時、エキュ貨は二種類、使われており、ひとつは64マルク・ドゥ・トゥロワイエ (marc de Troyes) のものと、いまひとつは66マルク・ドゥ・トゥロワイエのものであった。<sup>(65)</sup> 商人必携によると、為替はどちらの通貨建てでも、区別せずに建てられていた。<sup>(66)</sup> フランス国王が対抗する大市を設立した時、これらふたつのエキュ貨はジュネーヴからリヨンに移植されたのであった。<sup>(67)</sup> 恐らく、この同じ時期にエキュ・ドゥ・マルクは、流通する現実の硬貨でなくなり、観念的な貨幣に転換した。

1500年頃か、あるいはそれ以前に、リヨン大市に足繁く通っていたフィレ

ンチェの銀行家らが64や65のエキュを、純金1マルクの1/65に等しい新しいエキュで置き換えた。<sup>(68)</sup> ローマの大学教授ランベルト・インカルナーティによれば、1マルクはもはや重量245グラムのトゥロワイエのマルクではなく、重量226グラムのフィレンツェ・マルクである。<sup>(69)</sup> 65のエキュはほぼエキュ・オ・ソレーユ (ecu au soleil), すなわち、1475年から1519年まで発行され、(p.77) 70のマルク・ドゥ・トゥロワイで、23 1/8カラットの品位を持った現実のコインに一致する。<sup>(70)</sup> かくて、大市貨幣と現実のコインとの一致が、一時的に回復した。1519年にフランソワ1世は、1マルクを71 1/6に分割し、品位を23カラットに落とし、エキュ・オ・ソレーユを貶質した。<sup>(71)</sup> 他方、エキュ・ドゥ・マルクは貶質されなかった。しかしながら、1533年に銀行家らが実効相場に従って、エキュ・ドゥ・マルクに45スー・ツルノアの価値を、つまりエキュ・オ・ソレーユの公定相場を与えることを決定し、法定平価が再び回復した。<sup>(72)</sup> とはいえ、残念なことに、17年後の1549年にアンリ2世は、エキュ・オ・ソレーユの鑄造を停止し、マルク・ドゥ・トゥロワイエを67片に分割し、品位23カラットのアンリー・ドール貨に置き換えた。1561年にシャルル9世は、エキュ・オ・ソレーユを復活した。その際、品位を維持したが、重量を減らし、72 1/2に分割した。<sup>(73)</sup> したがって、旧来の一致が回復されたわけではなかった。ツランシャンは、この事実を著書の第1版(1561年)で確認している。かくて、計算貨幣であるエキュ・ドゥ・マルクは、45スー・ツルノワに等しくはなくなり、それ自体も純粋にイマジナリーな貨幣である65エキュのマルク (le marc de ecus) は、常に146リーブル5スー・ツルノワとなった。<sup>(74)</sup> しかしながら、金のプレミアムのため、この数字に1 1/2%を加算されることになり、従って、マルクの固定価格は148リーブル8スー10 1/2デニエ、すなわち、2968スー・ツルノワになる。この相場は1575年の復活祭の大市まで維持されていたが、それ以降、リヨン大市に出入りする銀行家らは、エキュ・ドゥ・マルクを放棄し、60スー、すなわち3リーブル・ツルノワに等しいエキュ・オ・ソレーユを採用した。<sup>(75)</sup> この決定によって、1602年まで新しく安定した時期が続き、今度は、エキュ・オ・ソレーユが60スーの計算貨幣になったのである。そのため、リーブル・ツルノワに結び付いていたエキュは、変動を被ることになった。このようにして、大市貨幣は結局、重量、品

位が安定しない貨幣となったのである。

問題にしているこの時代、リヨン大市貨幣は為替相場の基準通貨であった (donnaient le certain au places)。すなわち、為替は常に、マルクを基準に建てられ、外貨は相場の変数となった。<sup>(76)</sup>ただ例外は、ライバルの大市である (p.78) ブザンソン大市やピアツェンツァ大市である。決済残高を計算するため、エキュ・ドゥ・マルクが使用され、銀行家らは商人等の債務額と債権額を記帳し、相殺の方法で決済した。

カルル5世が1534年に帝国の領土内にあったブザンソンに大市を創設した時、銀行家らは為替相場と勘定記帳のため貨幣単位として、すでにリヨンで使われていた1/65マルクのエキュをブザンソンにも導入した。<sup>(77)</sup>しかし、インカルナーティによれば、このエキュ・ドゥ・マルクはリヨンのエキュより劣っており、品位は22カラットであった。<sup>(78)</sup>この品位でカルル5世は、1535年以來、スペインとナポリの王国でエキュ・ドゥ・マルクを鑄造してきたのであった。<sup>(79)</sup>重量の点では、ブザンソン大市で使われていたエキュは、恐らく、226グラムのローマン・マルクの1/65を表わしていたであろう。<sup>(80)</sup>この数字によると、エキュ・ドゥ・マルクは品位22カラット、重量3.48グラム、純金では3.19グラムの観念的貨幣ということになる。他方、スペインのエキュは、カスティリヤ・マルクの1/68で3.38グラムの重量である。<sup>(81)</sup>正貨のコインがシーノリッジのためはかなり過大評価されていることを考慮すると、観念的貨幣のエキュ・ドゥ・マルクは、リアル・コインであるスペインのエキュ貨に対応していたことになる。17世紀以前でさえ、銀行家らは5種類の100エキュ・ドゥ・マルク貨、すなわち、スペイン、ナポリ、ジェノア、フィレンツェ、ヴェネチアのコインを、常に101エキュ・ドゥ・マルクと数えていた。ペリによれば、この比率は、固定されており、変わらなかったという。<sup>(82)</sup>

ブザンソン大市は、ヴェネチアに対抗してジェノアによって、まず、サヴォワに、次にピエモンテに、次いで、ピアツェンツァに順次、設立され、そして、ノヴィに移されたことはよく知られている。<sup>(83)</sup>ヴェネチアは1631年にヴェローナに大市を創設し、ジェノアと競い合った。<sup>(84)</sup>どちらの大市も大成功したわけではなかった。1631年以降、ジェノアに運ばれていた貴金属の流入がほぼすべて停止すると、いわゆるブザンソン大市は衰退した。<sup>(85)</sup>並行し

て、エキュ・ドゥ・マルクの役割も弱まることとなった。

ところで、ペリヤデラ・トーレ、さらにエンデマンらが指摘するように、エキュ・ドゥ・マルクは大市の全機構が円滑に機能するためには不可欠であったと考えられる。ペリによれば、大市の優越性は、大市が為替の基準通貨を (p.79) 提供し、エキュ・ドゥ・マルクという観念的で安定した貨幣を基礎にして為替相場が建てられたということに深く関連していた。<sup>(86)</sup> そうではあるが、しかし、そのことの中に、何か驚くべき、あるいは、例外的なことがあると言えるのだろうか。現実のコインであるエキュ・オ・ソレーユの採用は、リヨン大市の円滑な機能を妨げはしなかった。さらに、すでに13世紀にシャンパーニュ大市は、イタリアの諸都市に対して、為替相場の基準通貨となっていた。事実、貨幣は、イマジナリーであろうがリアルであろうが、為替相場を決定するのに役立っていたのである。この点については、J. ツランシャンも認めている。<sup>(87)</sup> どちらを使うかという問題は、実際、取引のメカニズムに何ら影響することはない。

マンディッチが確認しているが—まさにその通りである—、エキュ・ドゥ・マルクの相場は、他の都市でよりも、大市でのほうが高かった。<sup>(88)</sup> しかしながら、それが一般的な法則であって、大市にも通常の都市にも当てはまることであった。すなわち、利子が存在するために、為替相場の基準になる都市とそうでない都市では、為替相場に乖離が生まれるのであった。同じ理由から、貨幣市場の均衡を乱すその他の要因を除いて考えると、他の都市でのエキュ・ドゥ・マルクの相場は、大市の開催日付がより先ならば、一層、低くなる。<sup>(89)</sup> すべてこのことは、何ら不思議なことでもなく、一風変わったことでもない。我々の考えでは、エキュ・ドゥ・マルクには銀行家らの役割を隠蔽し、モラリストらを混乱の迷宮に追い込むための煙幕の役割を果たすという利点もあった。16、17世紀の論説を飾り立てた饒舌な議論を見る限り、この目論見は、全くの不首尾に終わったと言えないのである。<sup>(90)</sup> 実際のところ、他方で、エキュ・ドゥ・マルクは、国籍がいずれであろうが、大市に出入りするすべての銀行家らによって価値基準として受け入れられた国際通貨であり、かつ契約通貨であるというメリットをもっていた。<sup>(91)</sup>

したがって、大市為替 (Messwechsel) や特に戻し為替つき為替 (cambio

con la ricorso) が16世紀の新機軸なのか、あるいは、遙か昔からあった慣行で、新しい名前で神学者らの目を眩ませるためのものなのかを答えなければならない。リヨン大市やブザンソン大市に足繁く通った銀行家らの会計帳簿も残存しているのであるが、ここでは、為替についての論説で言及されている取引がどんなタイプのものであるかを明らかにすることにしよう。

グヴァンツァーチが与える事例では、フィレンツェの為替業者はリヨン宛の額面100エキュ・オ・ソレーユの為替手形を、104  $\frac{2}{3}$  フィレンツェ・エキュ(1フィレンツェ・エキュ=7  $\frac{1}{2}$  リール・ディ・ピッチョリ)の価格で購入している。<sup>(92)</sup> この手形の支払期日にはこの為替業者のリヨンのコルレス先は、規則どおり為替手形代金を受け取り、その手取金をフィレンツェ宛の第二の手形の購入に運用する。リヨンからフィレンツェ宛の戻し手形の相場は、100エキュ・オ・ソレーユ当たり106  $\frac{2}{3}$  エキュ・フィレンツェであった。このやり方で、フィレンツェの為替業者は、リヨンのコルレス先への1/3%の手数料を引いて、100エキュ・オ・ソレーユ当たり2エキュ・フィレンツェの利益を得た。教会法の軌範によれば、この取引は微利ではない。なぜならば、取引は同じ当事者間で行われたのではなく、別々のふたつの契約である。以前に引用した中世の為替手形の事例におけるように、為替業者の利益は、往路の相場(corso dell'andata, cours a l'aller)と復路の相場(corso del ritorno, cours au retour)の差から生まれるのである。後者の相場は前もっては知りえないので、為替取引は投機的性格をもつのである。

ペリが提示した為替手形 cambio con la ricorso の事例では、戻し為替が前もって決められた架空の相場で振出されているのであるから、為替の投機的性格は消えうせている。ペリの推測によると、ブザンソンの銀行家ティティオはセンプロニオに1,000エキュ・ドゥ・マルクを貸し付け<sup>(93)</sup>、両者は次回の大市で1  $\frac{3}{5}$  %の利子付での返済を約束している—その言葉が記されている—。<sup>(94)</sup> 1エキュ=163ソルディ・ディ・インペリアリ(soldi di imperiali)の為替相場場で、£8,150ディ・インペリアリになる1,000エキュ・ドゥ・マルクの為替手形が、形だけミラノ宛に向け振り出される。<sup>(95)</sup> ティティオのミラノ代理人ヴァレリオは、この手形を受け取ると、センプロニオの口座に借方記入し、ティティオの口座に貸方記入する。しかし、代理人はまた、この口座

記入を逆の記帳によって取り消す。<sup>(96)</sup>同時に、ヴァレリオは次回のブザンソン大市で支払われる戻し為替を振出し、1エキュ当たり160スー5 1/5 デニエ・ディ・インペリアリの架空相場で、£8,150ディ・インペリアリをエキュ・ドゥ・マルクに再転換する。金額は丁度、1,016エキュになる。これはセンプロニオがティティオに返済する金額である。しかしながら、形式だけの記帳といかさまの契約からなる虚偽為替と類似した組み合わせが合法的な取引であり、ピオ5世の教皇令に何ら抵触しないとのペリの主張には、我々は賛成できない。我々の見解に基づくならば、それは偽装された割引取引であり、言い換えれば、cambio con la ricorsa の必要から、洗礼を施された乾燥為替という以外、何ものでもない。<sup>(97)</sup>しかも、ペリはあらゆる証拠を我々に提供してくれている。すなわち、ふたつの手形、通知状、ティティオのミラノ代理人であるヴァレリオの帳簿記入等。エンデマンの見解に反して、cambio con la ricorsa は16世紀の新機軸ではなく、3世紀も前のジェノア公証人証書の中にその最初の事例がみられた虚偽為替契約が、新しい形態を取ったものにすぎないのである。利子が禁止されている限り、もし規則を侵犯したり、為替に内在する投機的リスクを犯すことを望まないのであれば、それ相当の計略を図らねばならないであろう。

(p.81) 要約するならば、大市のオリジナリティは振替決済やエキュ・ドゥ・マルクや cambio con la ricorsa の中にあるのではない。他の都市を上回るブザンソン大市の主要な利点は、取引の集中であった。大市においては、銀行家らは、やすやすと裁定取引を行い、最もリーズナブルな金利で資金を見出し、ヨーロッパのすべての都市間の勘定をより有効に調整する取引先を、容易に見出すことのできるものであった。アントワープ取引所で時々、パニックを引き起す投機的取引を行うのは、ブザンソン大市では難しいであろう。ブザンソン大市では、銀行家委員会が活動規則の遵守や自由競争の維持に気遣い監視していたのである。にもかかわらず、ブザンソン大市は厳しく批判された。ベルナルド・ダヴァンツァーチのように冷静な人物ですら、ブザンソン大市が商品の大市ではなく、為替業者の寄り合い(支払のみの大市の意一訳者)であると非難する。彼等は小さな手帳の簡単な記帳によって全ヨーロッパ債権・債務を相殺したのであった。<sup>(98)</sup>

- (54) *Wilhelm Endemann, Studien in der romanisch-kanonistischen Wirtschafts- und Rechtslehre*, t. 1, p.173.
- (55) *Marc Bresard, Les foires de Lyon aux XV<sup>e</sup> et XVI<sup>e</sup> siècles*, Paris 1914, p.9. リヨン大市は、1444年2月の勅令で設立された。しかし、外国人らが王国からすべての金銀を流出させているとの口実で、大市は1484年から1487年まで閉鎖された。*Ibid.*, p.50.
- (56) ジュネーブ大市については、ボレルの不十分な書物しかない。*Frederic Borel, Les foires de Genève au quizième siècle*, Genève 1892.
- (57) ズウィン (Zwin) の入り江に砂が堆積し、スケルデ河 (l'Escaut) が使えなくなったことで、すべて説明がつくことではない。はたまた、ハンガリーがトルコに占領されたからか？ 衰退は偶然ではない。しかし、ここでこの問題に入り込むことは出来ない。
- (58) *Braudel, Monnaies et Civilisations*, op. cit., 並びに *La Méditerranée*, p.379 参照。以下によって補足されよう。Conyers Read, “Queen Elizabeth’s Seizure of the Duke of Alva’s Payships”, *Journal of Modern History*, 5, 1935, p.443-464.
- (59) 1568年、英女王エリザベスは、フランスの私掠船の追撃を逃れ、プリマス港に避難してきたスペインのガレー船を捕獲し、積荷の400,000ドゥカートを超える財宝、英貨に換算すると120,000ポンドの財宝を奪い取った。財宝はアルバ侯の軍隊に支払われることになっていたが、しかし、法的には財宝はジェノアの銀行家のものであった。したがって、銀行家らは実際、賠償されるであろうが、とは言え、アルバ侯は、待ちかねていた傭兵への俸給支払に必要な金を強奪されたのであった。  
運送航路の変更以降、貴金属はロバの背中に積んで、陸路でバルセロナまで運ばれ、そこからジェノアまでは、通常、ジェノア共和国のガレー船に積み込まれ運ばれた (*Peri, Il negoziante*, 1<sup>e</sup> partie, chap. 16, p.49)。バルセロナのルートももはや安全であるとは言えなかった。1614年にロバのキャラバンは、レリダ近くで盗賊の一団に襲われ、200,000ドゥカートのレアル銀貨と地金が奪われたのである (*Espejo y Paz, Las antiguas ferias de Medina del Campo*, p.138)。
- (60) Giulio Mandich, “Delle fiere genovesi di cambi particolarmente studiate come mercanti periodici del credito”, *Rivista di storia economica*, 4, 1939, p.257-276. 著者が提供している参考文献から見ると、マンディッチは主にジャン・ドメニコ・ベリの著書から着想を得たようである。
- (61) 「この点に関して、通常の市場で取引される為替手形と大市の特別に取引される為替手形には、著しい相違があったことを考慮することが必要である。前者の一般的な意義は、基本的に隔地間の貴金属貨幣の輸送を回避するのに役立つことであった。ところが後者の手形はより限定された重要性をもっており、典型的には信用の手段として使われていたのであった」 (“Delle fiere genovesi,” p.273 et suiv.)。
- (62) ダヴァンツァーティは、1581年に相殺により支払決済される金額を、3,650万エキュールと推測している (*Notizia*, p.62)。しかしながら、1624年にはその金額は、1,600万エキュール・ドゥ・マルクに減少している (*De Turri, De Cambiis*, disp.2, quaest. 18, n° 25, p.194. Cf. Endemann, t. 1, p.160)。

- (63) Henri Hauser, "L'histoire de la banque et des changes du XV<sup>e</sup> siècle au début du XIX<sup>e</sup>", *Bulletin of the International Committee of Historical Sciences (Rapports présentés au VI<sup>e</sup> Congrès International des Sciences historiques, Oslo 1928)*, t. 1, 5<sup>e</sup> partie, p.651-658.
- (64) Henri Hauser, "Réflexions sur l'histoire des banques à l'époque moderne de la fin du XV<sup>e</sup> à la fin du XVIII<sup>e</sup> siècle", *Annales d'hist. écon. et soc.*, 1, 1929, p.341.
- (65) 我々は、メディチ家の代理人であったアントニオ・ディ・ラツェッコが振出した手形のリストの中にその証拠を見つけた。その中に、66マルク・ドゥ・トゥロワイエのコイン28エキュと64マルク・ドゥ・トゥロワイエのコイン33エキュが含まれている (Florence, Archivio di Stato, Mediceo avanti il Principato, filza 131, E, fo 4<sup>v</sup>.)。
- (66) *El libro di mercatantie*, p.6.
- (67) Marcel Vigne, *La Banque à Lyon du XV<sup>e</sup> au XVIII<sup>e</sup> siècle*, Lyon 1903, p.58-63; Brésard, *Les foires de Lyon*, p.5-20, 50, et 62.
- (68) 1514年のドイツの手稿は、65と66のエキュについて述べている。65のエキュはブルージュとの為替の建値にもまた使われていた。Müller, *Welthandelsbräuche*, p.68-69, 271, 273. この著者によれば、それは245グラムのトゥロワイエのマルクであった。
- (69) *Banca e Moneta dale Crociate alla Rivoluzione francese*, Rome 1948, p.77. この定義では、エキュ・ドゥ・マルクは純金3.38グラムになる。残念なことに、インカルナーティの主張は注(68)に引用したテキストと食い違っている。もしマルク・ドゥ・トゥロワイエが計算の基礎になるなら、エキュ・ドゥ・マルクは重量3.77グラムとなり、差は39センチグラム (百分の1グラム) である。後者は A. Lushin von Ebfngreuth (*Allgemeine Münzkunde und Geldgeschichte des Mittelalters und der Neueren Zeit*, 1<sup>re</sup> éd., Munich 1904, p.155) によって提示された重量である。
- (70) *Incarmati, Banca*, p.77; *Ordonnances des rois de France de la troisième race*, t. 18, p.145, t. 21, p.52; William A. Shaw, *The History of Currency, 1252-1894*, 3<sup>e</sup> ed., New York 1899, pp.412 et suiv.
- エキュ・ドゥ・ソレーユの重量は丁度3.5グラムである。1514年、エキュ・ドゥ・ソレーユとエキュ・ドゥ・マルクは、どちらも計算貨幣で33ス・ツルノワ (sous tournois) に等しかった。Müller, *Welthandelsbräuche*, p.272-273.
- (71) *Allbert Despaux, Les dévaluations monétaires dans l'histoire*, Paris 1936, p.365.
- (72) *Incarmati, Banca e Moneta*, p.86.
- (73) *Ibid.*, p.85; Shaw, *History of Currency*, p.413.
- (74) *Jean Trenchant, L'arithmétique*, Lyon 1643, p.19, 343, 346. エキュ・ドゥ・ソレーユは46ス・ツルノワに等しくなる。この相場は1561年には52スになり、1573年には54スになった。Cf. *Pierre Savonne, L'arithmétique*, Lyon 1571, p.118. この著者によると、エキュ・ドゥ・マルクは45ス・ツルノワに等しく、ス・ドゥ・マルクは2ス・3デニエ・ツルノワに等しい。この点はトゥレンシャンが確認している。
- (75) *Biblioteca Nazionale di Firenze, Conventi soppressi, cod. C. 8. 1851; Trattato de'*



*Cambi e delle monete.*

- (76) *Vigne, La banque à Lyon*, p.123, 145.
- (77) 通常, 1537年とされているが, ブローデルは誤りを訂正している。F. *Braudel, La Méditerranée*……, p.396.
- (78) *Banca e Moneta*, p.86.
- (79) *Ibid.*, p.83-84.; *Earl J. Hamilton, American Treasure and the Price Revolution in Spain, 1561-1650*, Cambridge (Mass.), 1934, p.55. このエキュは1535年から1772年まで変わらなかった。De *Turri, De cambiis*, disp. 1, quaest. 1, n° 10, p.3.
- (80) *Endemann, Studien*, t. 1, p.181.
- (81) カステリヤ・マルクは230グラムある。ナポリのエキュは, 318グラムのアラゴン・リーブルの1/94であった。
- (82) *Peri, Il negoziante*, 2<sup>e</sup> partie, chap. 19, p.68. Cf. *Scaccia, De commerciis*, § 2, gloss. 3, n°70, p.297; *Incarinati, Banca e Moneta*, p.84.
- (83) *Peri, Il Negoziante*, 1<sup>re</sup> partie, chap. 22, p.73; *Lattes, Genova nella storia del diritto cambiario*, art. cit., p.191; *Benassi, Per la storia delle fiere de cambi*, art. cit., p.7-11; *Ehrenberg, Zeitalter der Fugger*, t. 2, p.227.
- (84) *Giulio Mandich, Istituzione delle fiere veronesi*, extrait de la *La revue Cultura atesina*, 1947, n°s 2-3.
- (85) いわゆるブザンソン大市は1755年ラパロでもまた開催されていたが, 常にブザンソン大市と呼ばれていた。P. *Giraudeau, La banque rendue facile aux principales nations de l'Europe*, nouv. ed., Genève 1756, p.241.
- (86) *Peri, Il negoziante*, 2<sup>e</sup> partie, chap. 19, p.68 et relatione 1, p.74-75. Cf. *Ehrenberg, Das Zeitalter der Fugger*, t. 2, p.233.
- (87) *L'artimétique*, p.342.
- (88) Mandich, “Delle fiere genovesi di cambi”, (cf. 前注 60), p.260, 264, 270-271.
- (89) *Ibid.*, p.272. Cf. *Lessius, De justitia*, lib. II, cap. 23, dub. 6, 53, p.293.
- (90) 我々は, ペリとアントニオ・メレンダの間の入り組んだ論争を引用することができよう。Peri, *Il negoziante*, 3<sup>e</sup> partie, p.75 et suiv.
- (91) *Ibid.*, 2<sup>e</sup> partie, p.70. ペリは, この点に関して, 為替業者は不可能なことを実現し, 王達がうまくやれなかったことに成功したと記している。Cf. *Ehrenberg, Zeitalter der Fugger*, t. 2, p.233.
- (92) *Davanzati, Notizia*, p.64.
- (93) *Peri, Il negoziante*, 1<sup>re</sup> partie, chap. 17 (Del cambio), p.58 et suiv.
- (94) 3ヶ月で1 3/5%は, 1年で6.4%になる。利子は高くない。しかし, 例えわずかでも, 利子が微利である点については, 疑問の余地はない。
- (95) この手形には, すでに14世紀によく見られた“Pagate a voi medesimo (「あなたご自身に支払れたし」)”という有名な慣用語が記載されている。
- (96) この帳簿記入は, メディチ家の会計帳簿に見られる乾燥為替とよく似たものである。

R. de Roover, *The Medici Bank*, p.84-85.

(97) cambio con la ricorsa を偽装された徴利であると告発するアントニオ・メレンダの見解に、ペリが組していることは事実である。メレンダ自身、大市手形についての著書を物にしている。Peri, *Il negoziante*, 3<sup>e</sup> partie, p.75 et suiv.; メレンダからペリ宛書簡。

(98) *Davanzati, Notizia*, p.65.

## 第5節 スペインの特殊な事情

スペインが貴金属の輸出国であるという特別な事情から、我々は為替契約や為替の合法性についてスペインの議論がどうなっているのかに関心をもってきた。この点について深く論じるつもりはないが、明晰で冷静なドメニク教団僧トマス・デ・メルカードの若干の考察を簡潔に検討する誘惑に抗することは出来ない。神学者等によると、為替取引は、手元にある邦貨が将来入手する外貨より相場が高いという事実によって正当化されていた。<sup>(99)</sup> このことは、為替が明らかにスペインに有利であると予想させる。しかし、メルカードが言うように、いつもそうであるとは限らない。<sup>(100)</sup> 反対に、新大陸(Indes)を例外にして、為替相場はすべての国に対して、通常、スペインにとって不利であった。<sup>(101)</sup> このことは先験的に解かっていたことであるが、幸いにして、当時の人たちの証言は、16世紀にはこの理論を確認している。

次いで、メルカード神父は、フランドルからセヴィリヤ宛の手形でいつも8-9%の利益があり、逆方向の場合には通常、5-6%の損失であるという。<sup>(102)</sup> この数字をつかうと、アントワープ・セヴィリヤ間で為替と戻し為替の投機を行うフランドルの銀行家は往きで8%を得て、帰りで5%を失う。他方で、同じ投機を行っているセヴィリヤの銀行家は、往きで5%を失い、(p.82) 帰りで8%を稼ぐことになる。このふたつの場合で、資金の貸し手である銀行家は往復で3%の収益を得る。利子の存在を証明するにはこれで十分であろう。メルカード神父がこの点を認めようとせず、また、認めたくなかったというのは不思議である。

ついでに言えば、彼は、貨幣の購買力がスペインでは、フランドル、イタリア、その他ヨーロッパ諸国より劣っていたことを知らせている。<sup>(103)</sup> この点の確認は、為替理論にとって意義のあることである。スペインの価格水準が相対的に高いことは、輸入を促進し、輸出を抑制した。そのため、スペイン

の国際収支は、貴金属を外国に現送することで、やっと均衡することは出来た。その上、教皇庁へ送金しなければならなかったし、フランドルその他で、スペイン国王がおこなう戦争のために支払振替が必要であった。メルカード神父は、これらの要因のどれも忘れてはいない。これらのことから、スペインは利益を引き出すこともないまま、如何に新大陸 (Indes) の財宝を消費してしまったかを説明している。

\*\*\*\*\*

結論として述べるならば、16世紀には諸都市間の関係や国際的支払決済システムに大きな変容が見られたにもかかわらず、為替取引のメカニズムや貨幣市場の構造に根本的な変化は、何ら生じなかったのである。銀行は、以前それがあったままと変わらなかったし、貨幣取引の投機的性格も同じであった。宗規に関する規定は、実際は、しばしば侵犯されることはあっても、手形割引の発展に常に反対してきたし、手形裏書の欠如は、かなりの程度、商業手形の自由な流通に足かせをはめてきた。実際の転換は、手形裏書と手形割引の自由な慣行から生起するのである。かくして、17、18世紀になって、近代的金融の軌範が形成されてくるのである。

(99) *Lessius, De justitia*, lib. II, cap. 23, dub. 4, 28, p.290.

(100) *Thomás de Mercado, Summa*, lib. IV, cao. 5, f° 16<sup>r</sup>.

(101) *Ibid.*, lib. IV, f° 13; “Perpetuamente de fuera del reyno (como no sea de Indias), à Sevilla se interessa y al contrario della à qualquier parte se pierde, porque excede en dinero y riqueza à todas.”メルカードは「為替の平価」という表現を何処にも使っていない。しかし、彼が述べている利益や損失が平価との関連で理解されるということは、文脈から明らかである。

(102) *Ibid.*; “De Flandres a qui se interesan ocho y nueve, de buelta se pierden cinco y seys.”

(103) *Ibid.*, lib. IV, cap. 5, f° 18<sup>v</sup>. *Hamilton, American Treasure and the Price Revolution in Spain*, p.205 et suiv.